

【埼玉県在住者用】令和4年度 就学支援金・父母負担軽減補助金・奨学のための給付金 フローチャート

- (1) 保護者(親権者)の「課税標準の額」と「調整控除の額」がわかるものを用意します。
 (2) 市町村民税の「課税所得」をもとに算出した判定額で判断します。

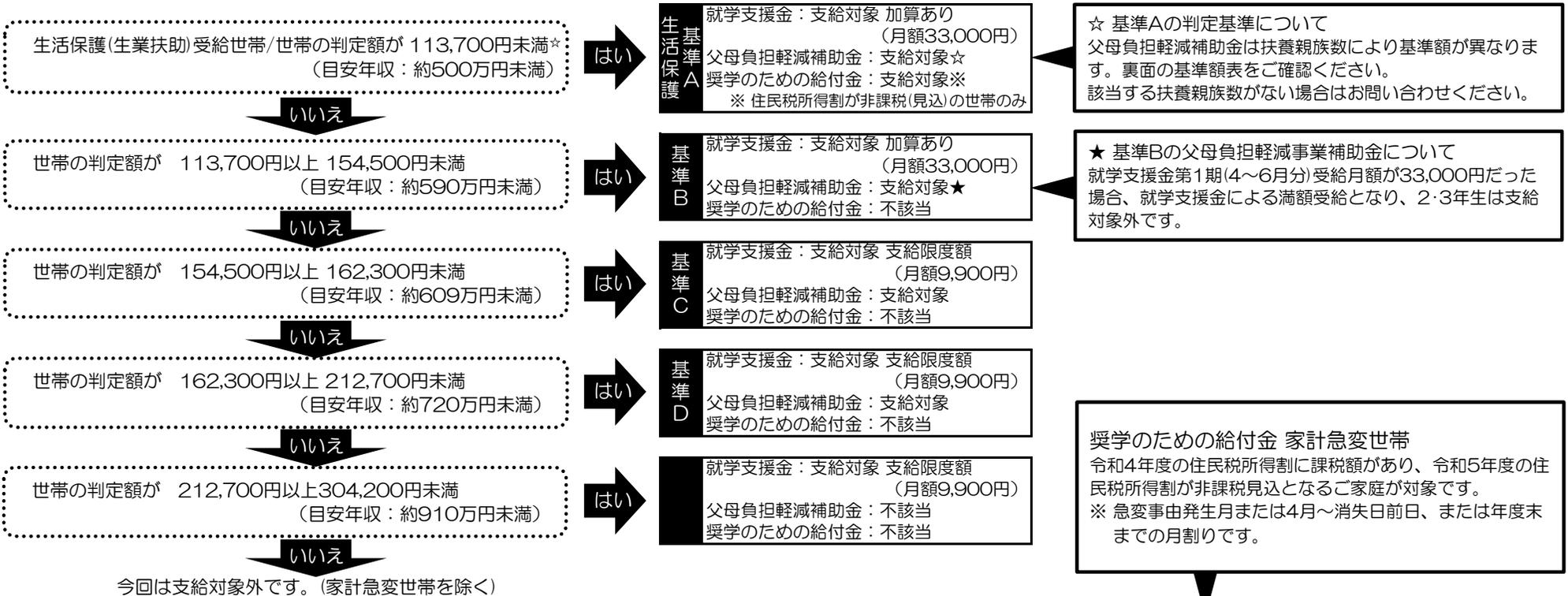
【判定額】=[(市町村民税の)課税標準の額^{※1}] \times 0.06-[市町村民税の調整控除の額^{※2}]

※1 支給対象生徒が平成18年1月2日～4月1日早生まれの場合、課税標準の額が大きい保護者(親権者)の課税標準の額より33万円を減じて算定します。

※2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じる。

- (3) 保護者(親権者)が2人いる場合は、2人の判定額を合算してください。

- ★ 年度途中で親権者の変更(死別・離婚・再婚(養子縁組)等)があった場合、就学支援金の支給額変更等に該当することがあります。速やかに本校事務室までお申し出ください。
 ★ 海外赴任等で海外に在住しており(在住していた)課税されていない場合は、裏面「その他」をお読みください。



● 父母負担軽減補助金 家計急変世帯 …AまたはBのどちらかの条件を満たしていること。(最終受付: 令和5年1月末日)

A 保護者の失職・死亡・離婚などにより、収入確保の手段を失った次の1～3の全てを満たしている場合に対象となります。
 1 保護者のうち、令和3年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当
 2 失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している
 失職…令和3年12月31日～令和4年12月30日の間
 死亡・離婚等…令和4年1月1日～令和4年12月31日の間
 3 保護者のうち令和3年中の所得の少ない方の令和4年度の市民税の課税所得より算出した判定額が基準A～基準Dに該当する
 ※ 急変事由発生日または4月～消失日前日、または年度末までの月割りです。

B 令和4年(1月～12月)の年間所得が、令和3年と比較して半減した次の1または2を満たす場合に対象となります。
 1 令和4年(1月～12月)の世帯年間所得が、令和3年1月～12月と比較して半減した
 2 保護者のうち、令和3年の所得の多い方の令和4年(1月～12月)の年間所得が令和3年1月～12月と比較して半減した
 ※ 1または2のいずれの場合も、令和4年(1月～12月)の年間所得をもとに算出した、保護者全員の判定額の合計が基準A～基準Dのいずれかに該当するなど、一定の要件があります。
 ※ 令和4年の所得が確定するまで申請できませんので、令和4年12月以降令和5年1月末日の間にお申し出ください。

【注意事項】父母負担軽減補助金は県の単年度事業のため、年度を遡っての申請はできません。家計急変世帯の添付書類は、本校事務室(TEL0480-34-3381)に直接お問い合わせください。

● 父母負担軽減補助金 基準額表【基準Aのみ】

扶養親族数（16歳未満/16歳以上19歳未満）は税法上の人数（課税日1月1日現在）です。支給対象生徒が平成18年1月2日～4月1日早生まれの場合は、判定額上の配慮として16歳以上として数えます。

扶養親族数	16歳以上19歳未満					
	0人	1人	2人	3人	4人	
16歳未満	0人	113,700			115,600	133,000
	1人	129,300		141,900	154,500	
	2人	138,000	150,600	163,200	175,800	
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800	

● 補助年額一覧(参考)

就学支援金受給月額が年度を通して変わらなかった場合の補助額です。年度途中で変更になった場合、補助額の内訳が変わることがあります。

入学金	自己負担130,000			自己負担額		
	父母負担軽減（新入生のみ）100,000			230,000		
施設費	父母負担軽減 137,200			自己負担137,200 (施設設備費70,000+維持管理費5,600×12)		
	授業料	就学支援金	就学支援金	就学支援金	自己負担9,000	
396,000		396,000	396,000	父母負担軽減 268,200	父母負担軽減 268,200	277,200
				就118,800	就118,800	就118,800
補助区分	生活保護受給世帯	基準A	基準B	基準C	基準D	(就学支援金のみ)

● その他

- 所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住しており(在住していた)、住民税の課税が海外在住期間の収入を反映しておらず、正確な収入に基づく審査ができない場合

就学支援金…支給限度額のみ支給になります。加算は認められません。

日本国内に在住する保護者等がいる → 判定額を確認

日本国内に在住する保護者等がない → 支給限度額(月額9,900円)

父母負担軽減補助金…詳細は事務室にお問い合わせください。

給与収入のみの場合 → 派遣元発行の収入証明にて所得の確認

個人事業主の場合 → 確定申告の写し等、1年分の正確な収入が証明できる場合審査対象

※ 提出書類について外国語で記載されている場合、申請者である保護者(親権者等)において必要部分を翻訳して提出する必要があります。

また、すべての収入について書類を提出する旨の誓約書が必要です。